

上限金利規制と非合法市場

座主 祥伸

要旨：本稿では、出資法等の金利の上限金利規制が消費者金融取引に与える影響について、ミクロ経済学を用いた図解による分析を行う。上限金利規制の存在によって、合法市場において超過需要が生まれ、それらの消費者の一部が非合法市場でヤミ金業者と取引を行うことを説明する。すなわち、上限金利規制の存在によって、ヤミ金業者が生まれるメカニズムを考察している。

制度の比較静学分析として、上限金利の水準が低下した場合、ヤミ金業者への罰則が厳しくなった場合のそれぞれについて分析を行う。上限金利の水準が低下した場合、他の条件を一定とすると、合法市場における総余剰は減少する一方、非合法市場における総余剰は増加する。これは、上限金利規制の強化によって、非合法市場が拡大することを意味している。ヤミ金業者への罰則強化は、非合法市場における総余剰を減少させ、ヤミ金融における金利が上昇することを示す。

ギャンブル依存症の消費者を価格非弾力的な消費者として特徴づけると、上限金利規制の強化やヤミ金への罰則強化によって、ギャンブル依存症の消費者の消費者余剰は（他の消費者と比べて）大きく減少する。依存症の消費者は、それら規制強化の影響を最も受ける当事者であると言える。ヤミ金業者は、罰則の費用をギャンブル依存症の消費者に転嫁することで、罰則強化の影響を受けないようにできる。加えて、ヤミ金業者が依存症の消費者とその他の消費者の間で価格差別を行うことができる場合、cross-subsidizationの現象が生じる可能性を考察した。ヤミ金業者が罰則の費用を偏って依存症の消費者に負担させることで利益（生産者余剰）を増加することができる。依存症の消費者への利率を他の消費者のものより上げる価格差別である。依存症ではない消費者もこの価格差別によって（価格差別がないときと比べて）消費者余剰を上げている。これは、あたかも依存症の消費者からその他の消費者への補助を行っているように見える。この現象は cross-subsidization と呼ばれる。

キーワード：消費者金融、金利規制、非合法市場、依存症

1 はじめに

2000年代前半、個人の自己破産件数が年間20万件を上回り、多重債務が社会的な問題となった。この原因が消費者金融における高金利にあると考えられたのを受けて、2007年に貸金業法の改正が

行われた。これにより、上限金利の引き下げや違法な金融業者（いわゆる、ヤミ金）への罰則強化が行われた。この罰則強化により、違法業者の減少が期待された。2010年代のスマートフォンの普及により、インターネット上を通じた個人間の資金提供が行われていることが指摘されている¹⁾。多治川（2022）は、給与ファクタリングという形態の実質的な個人間の消費者金融取引について法学的観点から考察している。このような個人間金融取引は少額であるが、多くの場合、法定利率に違反し、違法な取引がなされているという。現代は、借り手・貸し手ともに非合法な取引へのアクセスが容易になっていると言える。

本稿では、出資法等の金利の上限金利規制が消費者金融取引に与える影響について、ミクロ経済学の図解により分析をする。具体的には、競争市場を前提として上限金利規制が合法市場と非合法市場に与える影響について、余剰分析を用いて考察をする。本稿において、合法市場とは上限金利規制が働く市場であり、非合法市場とは上限金利規制を守らない消費者金融業者（ヤミ金業者）が活動する市場である。直感的であるが、上限金利規制の存在は、完全競争均衡の状況と比べて、合法市場の取引を縮小させる。上限金利に見合うように資金提供を行うと、合法市場の供給業者（消費者金融業者）の供給量は上限金利の需要量に比べて過小になり、超過需要が生まれるためである。合法市場でお金を借りることができなかった消費者の多くは、その時点で借りるのを諦めるかもしれない。これは、規制当局が目的とするものであろう。ただ、借りることができなかった一部の消費者は資金提供を求め、非合法市場で借りようとする人も現れる。非合法市場では、上限金利規制を守らず高金利でお金を貸すヤミ金業者によって資金提供が行われる。ヤミ金業者の貸し出し金利が高い理由は、非合法市場の特有の環境（ヤミ金業者への罰則、取引のエンフォースメントの不完全性）にある²⁾。合法市場で借りることができなかった人が押し出される形で、一部の消費者は非合法市場において高い金利で借りることになる。本稿では、八田（2013）に基づき、超過需要が存在する場合の需要できる消費者が限界便益が相対的に高い場合と低い場合に明示的に分けて分析を進める。

貸金業法の改正にあるような上限金利規制の強化（上限金利がより低くなった場合）やヤミ金業者への罰則の強化についても、比較静学分析として考察する。上限金利規制の強化は、合法市場の取引をより縮小し、合法市場における余剰を小さくする。一方で、上限金利規制強化は、非合法市場の取引を増大させ、非合法市場における余剰は大きくする。ただし、合法市場と非合法市場の余剰を合計した総余剰は、上限金利規制強化によって、縮小する。これは、非合法市場の特徴による非合法市場における限界費用が高いためである。

加えて、本稿では、資金需要者がギャンブル依存症のように、金利と自身の便益の比較を冷静に行うような意思決定をできない場合についても考察をする。このような消費者の需要は、非弾力的であると考えることができる。このとき、合法市場と非合法市場を合計した市場全体での取引量に対して、上限金利規制は影響を与えない。合法市場で借りることができない消費者は、非合法市場で借り、取引に関して合法市場と非合法市場で完全な代替が生じるからである。従って、上限金利規制強化された場合、合法市場での減少分だけ、消費者の非合法市場の取引を増加させる。ヤミ金業者への罰則が強化されたとき、ヤミ金業者の罰則の費用は極端な場合、消費者への100%の転嫁が

1) 少額の個人間取引は、歴史的には非常に一般的に行われていたことを小島（2021）は指摘しており、非常に興味深い。

2) ミラー・ベンジャミン・ノース（2010）参照

生じる。つまり、罰則は間接的に消費者が負担することを示している。依存症患者が消費者の場合には、上記の規制強化は意味を持たないというより、大きな負担を消費者に強いることになる。本稿は、情報の非対称性がなく、完全競争市場を前提とした分析であるが、ベンチマークの考察として、上限金利規制と非合法市場（ヤミ金）の問題を考える上で重要であると思われる。

規制により消費者金融へのアクセスを制限することに対して、消費者にとって望ましいという研究と消費者にとって望ましくないという対立する研究がある。相反する結果の理由の一つとして、消費者が消費者金融をどのように利用するかという観点に依存している。一方は、消費者金融の存在によって、消費者は借りすぎの状態が生まれ、経済的な苦境を一層悪化させるというものである（Campbell, Martinez-Jerez, and Tufano (2012); Carrell and Zinman (2014)）。この観点から得られる政策的含意は、消費者金融へのアクセスの制限によって、消費者が過剰に借りることを防止でき、規制が消費者の状況を改善できるということになる。他方は、消費者金融のアクセスの制限によって、消費や投資の平準化が妨げられ、消費者の利益が損なわれるというものがある（Wilson, Findlay, Meehan, Wellford, and Schurter (2010); Karlan and Zinman (2010); Morgan and Strain (2008); Zinman (2010)）。日本における研究として、筒井・晝間・大竹・池田（2007）が行動経済学的観点から借り入れを制約する政策が望ましいことを理論的・実証的に示した。これは前者の研究に属し、消費者金融へのアクセス制限が、借りすぎを防止し、消費者の状況を改善することを示している。本稿では、合法市場における消費者金融へのアクセス制限によって、一部の消費者は合法市場で借りることができないのみならず、非合法市場で借りることで消費者余剰を減少させるという意味において消費者の利益を損ねていることを考察する。そのため、本稿での考察は非常に基本的な理論分析ではあるが、後者の研究に属するといえる³⁾。ただし、前者の先行研究のように借りすぎの問題について明示的に考察することはないが、本稿で考える依存症の消費者については暗黙的に借りすぎの問題を仮定していると考えられることもできる。

本稿では、消費者金融の利用に際しての価格である利子に対して、非弾力的な消費者としてギャンブル依存症や買い物依存症の消費者を想定する⁴⁾。依存症になるメカニズムについては、快楽を追い求める結果、依存症になってしまうという「正の強化」の仮説と、苦しみを緩和するために依存対象を追い求め、結果的に依存症になってしまう「負の強化」の仮説がある（カンツィアン・アルバニーズ (2013)）。

本稿の構成は以下の通りである。2節において、上限金利規制の制度の説明、上限金利規制が合法市場に与える影響、非合法市場の考察を行う。3節において、上限金利規制と非合法業者への罰則の強化についての比較静学分析をする。4節では、消費者がギャンブル依存症の場合についての考察を行う。5節では、ギャンブル依存症の消費者が市場に存在する場合、価格差別が生まれるメカニズムについてみる。6節では返済リスクと利子の関係について言及をする。7節で、簡潔にまとめを行う。

3) 合法市場と非合法市場の法学的な考察については福井（2007）参照

4) 医学的には、薬物などの物質に対する依存と、ギャンブルや買い物についての行為に対する障害は明確に区別されるが、本稿では一般用語として、行為障害であるギャンブル障害についてもギャンブル依存症と呼ぶことにする。ギャンブル依存症について、現在、自助組織の代表を務め、過去の依存症患者としての体験について記述している田中（2015）が参考になる。

2 基本分析

本節では、上限金利に関する基本的考察を行う。経済学的分析に先立ち、2.1節では、上限金利に関する法制度の概説を行う。2.2節では合法市場の分析を、2.3節では非合法市場の分析を行う。ミクロ経済学のテキストで使用されることの多い余剰分析を主に行う。対象の読者として、入門レベルのミクロ経済学を学習している人を想定し、図を用いた説明をする。余剰分析の利点は、図を用いることで政策の変更が誰の状況を良くし（誰が得をし）、誰の状況を悪化させるのか（誰が損するか）が明確に分かることである。金利の上限金利規制とは、法定金利以上での貸出は違法であり、そのような貸出には何らかの罰則が与えられるものである。これは、本質的には価格の上限規制の分析と同じである。以下の分析は、合法市場における金利規制の分析は、通常ミクロ経済学のテキストにあるものと基本的には同じであるが、非合法市場への影響を併せて考察している点が特異である。

2.1 上限金利に関する法制度

上限金利規制に関する法律は、主に利息制限法と出資法の二つである。利息制限法では、元本ごとに金利の上限が定められている。具体的には、元本100万円以上の場合には年率15%が、10万円以上100万円未満の場合には年率18%が、10万円未満の場合には年率20%が金利の上限となる。利息制限法に違反した場合、貸金業法違反となり、行政処分の対象となる。

一方、出資法は現在、年率20%が貸出の上限金利となっている。違反した場合は、刑事罰の対象となる。出資法の上限金利は、段階的に引き下げられている歴史がある⁵⁾。出資法と利息制限法の上限金利の差はグレーゾーン金利と呼ばれ、この水準では原則、支払い義務はない。ただし、いくつかの条件をみたせば、有効な弁済とみなされていた。そのため、かつて多くの消費者金融業者は、グレーゾーン金利で営業を行っていた。

2000年代前半（2002, 2003, 2004）には個人の自己破産件数が年間20万件を超え、多重債務者が社会的な問題となった。このような多重債務の原因の一つとして、グレーゾーン金利の存在や高金利があると考えられていた⁶⁾。

このような上限金利の引き下げやグレーゾーン金利は一元化すべきという背景の下、2007年に貸金業法の改正が行われた。主な改正点は、上限金利の引き下げ、グレーゾーン金利での融資の禁止、総量規制の導入、違法な金融業者（いわゆる、ヤミ金）に対する罰則強化である。出資法の上限金利は改正前は29.2%であったが、20%に引き下げが行われた。その結果、20%を超える金利での融資は刑事罰の対象となった。消費者金融で多く利用されていた利息制限法と出資法の間のグレーゾーン金利での融資は、みなし弁済を認めず、禁止されることになった。なお、利息制限法の上限金利と出資法の間の金利での融資は、行政処分の対象となる。総借入残高が年収の3分の1を超える融資を禁止する、総量規制も導入された。懲役が最大で5年だったものが、10年となり、ヤミ金業者への罰則も強化された。このように、上限金利規制に加えて、消費者金融に関する多くの規制が強化された。本稿では、上記のような上限金利の引き下げの効果やヤミ金業者への罰則強化につい

5) 1954年には109.5%であったが、83年には年率73%に、86年には年率54.75%に、91年に年率40%に、2000年に年率29.2%に、2010年以降現行のものになった。

6) 例えば、後に日本弁護士連合会会長になる弁護士の子都宮健児は、多重債務問題への対応としてグレーゾーンの廃止や上限金利の引き下げを求めている。（日本経済新聞（2006））

て、第3節にて考察する。

2.2 合法市場の考察

本稿では、資金の供給業者と需要者に以下の仮定を置く。消費者金融市場の（市場全体での）供給曲線（限界費用）は、右上がりであるとする⁷⁾。需要者・消費者の返済についてのリスクを所与としたとき、消費者金融業者間では限界費用にばらつきがあり、かつ一つの業者の資金提供能力に制限があるというものである。すなわち、個別業者の限界費用は一定でかつ、供給量も一定である。加えて、資金供給業者にとって、借り手の返済リスクは観察可能であるとする。よって、以下の図の分析では、ある返済リスクを所与としたときの需要と供給の考察となる。

資金の需要者・消費者について次の仮定を行う。何らかの財・サービスを購入するために資金の需要者は、ある一定の金額を借りるとする。資金を借りた人・消費者は、財・サービスを消費することで効用を得る。従って、資金を借りることの消費者の便益は、資金そのものの便益ではなく、その消費者が消費する財・サービスの便益である。余剰分析を簡単に行うために、消費者の効用関数は、準線形であると仮定する。この仮定により、所得効果はゼロとなり、需要曲線の高さが購入した財の限界効用を表す。以上より、需要曲線上のある点は、ある人の資金需要の限界効用（評価）を表している。

合法市場で資金需要を満たした人は、非合法市場での需要者とならないとする。供給側も対称的に扱うために、合法市場で資金供給できた業者は、非合法市場で資金提供を行わないとする。つまり、非合法市場での供給者（ヤミ金業者）は、合法市場で資金提供できないので非合法市場でビジネスを行うという前提である⁸⁾。

まず分析のためのベンチマークとして、完全競争市場における競争均衡について考えよう。完全競争市場とは、ある同質な財について、消費者・需要者も生産者・供給者も無数存在するような市場である。外部性などの市場の失敗が存在しない場合、加えて、政府の失敗の一つである価格規制等が存在しない場合には、総余剰を最大にする競争均衡が達成する。外部性や物品税が存在していない場合の総余剰は、消費者余剰と生産者余剰の合計である。消費者余剰と生産者余剰は、図1で確認することができる。消費者余剰は需要曲線と均衡価格で囲まれた面積であり、生産者余剰は均衡価格と供給曲線で囲まれた面積である。消費者余剰と生産者余剰は、それぞれ当該市場取引から得られる消費者と生産者にとっての「取引の利益」と解釈することができる。

それでは、上限金利規制が存在する合法市場の考察を行う。上限金利規制が機能するために、上限金利の水準 i_R は均衡金利水準 i^* 未満であるとする（図2）。消費者金融市場であるため、価格の代わりに金利水準 i が図の縦軸で、取引数量として資金の元本 q が横軸で表記されていることに注意せよ。このとき、市場での需要量 q_D が供給量 q_R を上回り、線分 AH の大きさの超過需要が発生している。上限金利規制が存在しなければ、金利が上昇することにより超過需要は解消される。このような上限金利規制が存在することによって、必ず超過需要は発生し、これは当該金利の下で借りたくても借りることができない人が生まれることを意味する。どのような消費者が借りることが

7) 市場全体の限界費用が一定の場合、本稿の枠組みでは上限金利規制の分析を行うことはできない。限界費用一定の場合、上限金利規制は均衡への影響を与えないためである。

8) 本稿では、供給者が合法市場から非合法市場に「移動」する可能性を考えているが、合法市場と非合法市場で「棲み分け」されており、供給業者が合法市場から非合法市場に移動しない場合を考えても、本質的な分析結果に違いはない。

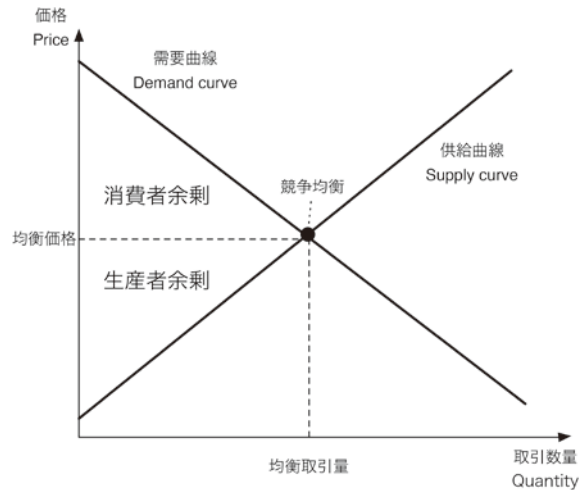


図1 競争均衡

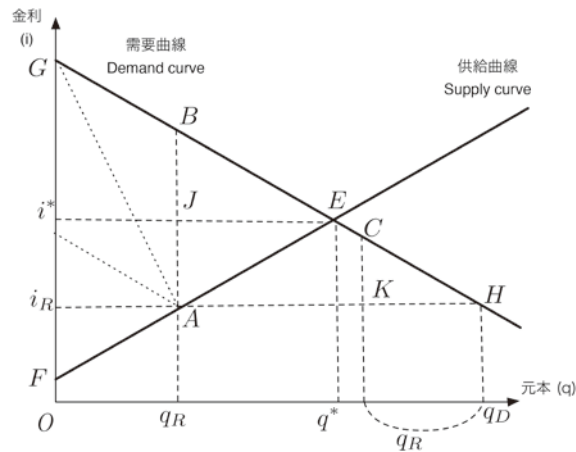


図2 上限金利規制のある市場

できるかどうかは、一般的には早い者順や運や人とのコネクションによると考えられる。必要度が高いから借りることができるわけでも、借りた資金の生み出す便益が大きいため借りることができるわけでもないことに注意が必要である。この借りることができない人の一部は、非合法市場で資金調達をしようとするかもしれない。合法市場で供給される資金量は q_R で決まる。合法市場での供給量は、上限金利水準だけではなく供給曲線（の形状）にも依存していることが分かる。

合法市場における総余剰についてみていく。まず生産者余剰は、(収入) - (可変費用) で求めることができ、上限金利と供給曲線で囲まれた面積である三角形 $i_R AF$ となる。次に消費者余剰についてみる。上限金利規制のため超過需要が発生し、金利（価格）が伸縮的に動く市場ではないため、需要曲線 GH のうち一部だけ需要を満たすことができる。ここでは、八田（2013）に従い、この市場において消費者余剰が最大になる場合と、最小になる場合についてみよう。上限金利 i_R の下での需要のうち需要曲線上の GB に対応する需要を満たされたとしよう。以下では需要曲線上の GB の人の需要を満たされたと表現する。消費者余剰は (便益) - (支払額) で求めることができる。この場合の消費者余剰の大きさは、四角形 $GBA i_R$ の面積となる。需要曲線上の GB の人は資金に対する限界便益が高いため、このとき上限金利 i_R の下では最大の消費者余剰となっている。次に、需要曲

線上の CH の需要が満たされた場合の消費者余剰を考えよう。この場合、消費者余剰の大きさは、三角形 CHK の面積となる。 CH の人は上限金利 i_R の下で最も限界便益が低いため、消費者余剰は最小の大きさとなる。まとめると、上限金利 i_R の下では、最大の消費者余剰が四角形 $GBA i_R$ の大きさであり、最小の消費者余剰が三角形 CHK の大きさである。従って、超過需要が発生するとき財・サービスの需要者がランダムで決まるならば、限界便益の高い人が需要者となる場合も限界便益の低い人が需要者となる場合もあるため、実際の消費者余剰の大きさは例えば、三角形 $GA i_R$ となる。限界便益の高い人が需要者になる割合が大きいほど、消費者余剰は大きくなる。対応して、死荷重（デッドウェイトロス）も限界便益の高い人が需要者になる割合が大きいほど、小さくなることが分かる。

合法市場で資金提供を受けることができなかった消費者（の一部）は、非合法市場においてヤミ金業者から資金提供を受けるかもしれない。次節において、非合法市場の考察を行おう。

2.3 非合法市場の考察

本節では、非合法市場の考察を行う。非合法市場の資金供給者（ヤミ金業者）は、上限金利のルールに違反し消費者に資金提供を行う。法律に違反しているため、ヤミ金業者は逮捕されれば、罰則を受ける。事前の観点からは、確率的に罰則を受けることになる。ヤミ金業者は、資金を回収できない場合、裁判所等の公的な仕組みを利用することができないため、合法市場と比べてより高い回収費用を要する。このような罰則の費用や回収費用を考慮すると、非合法市場の供給業者は合法市場と比べて資金供給に関する費用はより高くなるといえる。図3と図4において、非合法市場の供給に関する限界費用は合法市場より高く、非合法市場の供給曲線は、合法市場の供給曲線より上方にある。ある人や企業が非合法市場で供給する場合には、合法市場で活動する場合と比べて、高い限界費用に直面する。ヤミ金の利用者（需要者）は、罰則を受けないため、合法市場と非合法市場での資金からの便益は同じであるとする。加えて、ヤミ金業者からお金を借りることで心理的な費用は発生しないとす。これは、お金を借りる人にすれば、金利以外については、誰から借りようが満足度は同じであるということの意味している。従って、需要曲線の形状は、（供給曲線の場合とは異なり）合法市場と非合法市場で同じである。ただし、現実的な状況を付け加えるため次の点において、両市場は異なる。合法市場で資金を借りることができた人は、非合法市場で借りる必要がないため、非合法市場において需要者とはならないとする。それでは、以上の設定の下で、非合法市場の考察を行おう。前節での分析より、超過需要が存在する合法市場において誰が資金の需要者となるか（需要曲線上のどこで消費されるか）が消費者余剰の大きさを決めることが分かった。合法市場ですでに資金提供を受けた人は、非合法市場の消費者とはならないため、以下では合法市場での便益の高い消費者が必要した場合と、便益の低い消費者が必要した場合に分けて考察を進める。

まず合法市場で消費者余剰が最大になる場合、すなわち、図3における線分 GB の消費者が資金を受けた場合の、非合法市場への影響を考えよう。この場合、非合法市場で潜在的な需要者に対応する需要曲線は図3の点 B からはじまる実線となる。線分 GB の消費者は既に合法市場で資金を受けているため、非合法市場で需要者となる必要がないためである。非合法市場の供給曲線 S^f は、合法市場の供給曲線と比べて上方にシフトしている点 J からはじまるものである。上方シフトの理由は、非合法市場の特有の費用のためである。図3において、非合法市場の供給曲線 S^f は点 J からはじまっているものである。これは、合法市場において供給曲線上の FA に対応する供給業者による供給が既に行われていたためである。非合法市場では、上限金利規制が存在しないため、価格メカ

ニズムが働き、競争均衡 E^I が成立する。非合法市場の均衡金利（ヤミ金の金利）は i^I となる。これは、上限金利はもちろんのこと、合法市場において上限金利規制が存在しない場合の競争均衡の金利水準より高い。非合法市場での取引量は q^I となり、非合法市場の総余剰は、三角形 BE^IJ の面積部分となる。非合法市場において余剰が生まれることで総余剰（合法市場と非合法市場の余剰の合計）は増加する。これは、上限金利規制が存在する場合において、ヤミ金の存在によって、パレート改善していることを意味している。ただ、依然として、死荷重（デッドウェイトロス）は発生する。この場合、死荷重は四角形 E^IE^*AJ の面積の大きさとなる。

同様に、合法市場で消費者余剰が最小になる場合、すなわち、図4における線分 CH の消費者が資金を受けた場合の、非合法市場への影響を考えよう。非合法市場の需要曲線は線分 GC となる。供給曲線は、先と同様に、点 J から始まるものである。ただし、非合法市場の総余剰を分析する

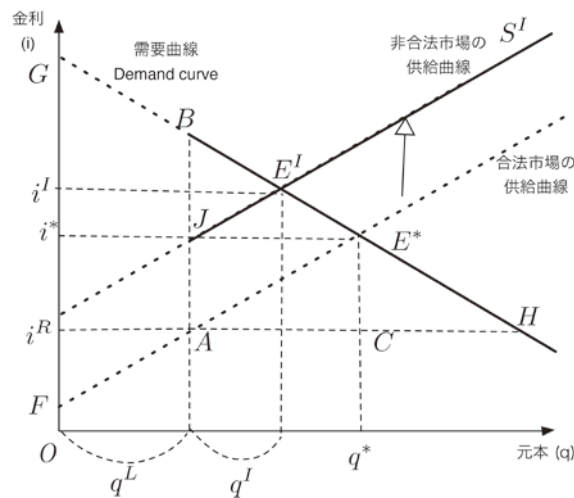


図3 合法市場において線分 GB が消費者の場合の非合法市場

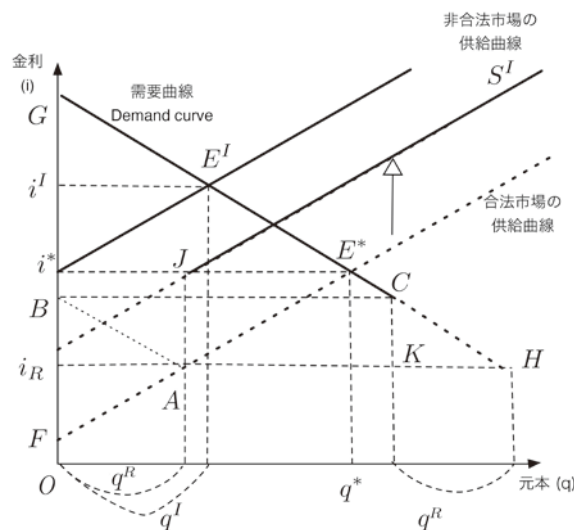


図4 合法市場において線分 CH が消費者の場合の非合法市場

ために、供給曲線の開始点を点 J が点 i^* になるように左方向に移動させている⁹⁾。このように供給曲線を移動させることで、非合法市場の消費者余剰と生産者余剰の合計は、三角形 GE^Ji^* で表すことができる。合法市場の消費者余剰と生産者余剰の合計は、三角形 BAF で囲まれた面積である¹⁰⁾。この非合法市場の供給量 q^J は、合法市場での供給量 q^R より、大きくなっている。従って、合法市場で便益の小さい線分 CH の消費者が資金を受けた場合の死荷重は、図4において、五角形 $BAE^*E^Ji^*$ の大きさとなる。図4で考えた状況は、図3と比べて、相対的に便益の小さい消費者が合法市場で資金を受けたため、非合法市場で便益の大きい消費者が需要者となっている。そのため、非合法市場の余剰は、図3の場合と比べて、大きくなる一方、合法市場の余剰は小さくなる。結果として、死荷重は、図4のとき、最大となっている。

以上の二つの分析より、次のことが分かる。上限金利規制の下で、非合法市場の存在は、総余剰を改善する。これは、合法市場の余剰に非合法市場の余剰が加わるので、当然である。一方で、非合法市場は、罰則等により非効率な供給が行われており、死荷重が発生する。合法市場での余剰が大きいほど（小さいほど）、非合法市場の余剰は小さく（大きく）なる。合法市場が余剰が大きいということは、便益の高い消費者が合法市場で資金を得る一方で、非合法市場での潜在的な需要者は相対的に便益の低い消費者となることを意味している。そのため、合法市場では消費者余剰が大きく、非合法市場では消費者余剰が小さくなっている。関連して、合法市場の余剰が大きいときほど、総余剰（合法市場と非合法市場を合わせた総余剰）は大きくなる。これも直感的であるが、非合法市場での取引は罰則等により非効率的であるため、なるべく合法市場で取引が行われた方が効率的であるためである。競争均衡水準より低い上限金利規制の存在によって、死荷重が発生するという「政府の失敗」が生まれている。皮肉なことであるが、政府が罰則を与えるヤミ金業者の存在によって、この政府の失敗を改善していることが以上の考察から分かる。

3 比較静学

本節では、比較静学分析を行う。具体的には、上限金利規制やヤミ金業者への罰則強化によって、上記の分析結果がどのような影響を受けるかについてそれぞれ考察する。まず、上限金利がより低水準になった場合を、次にヤミ金業者への罰則が厳しくなった場合について考察する。それぞれの規制強化は、歴史的に実施された内容である。例えば、出資法の上限金利は、1954年には109.5%であったが数度の改定を経て、現在20%である。2007年の貸金業法の改正によって、ヤミ金業者への罰則は強化され、最大の懲役が5年から10年となった。

3.1 上限金利規制強化の効果

上限金利が i^R から i^R' に低下した影響について考察する。まず、合法市場で相対的に便益の高い消費者が需要を満たす場合を所与とする（図5）。上限金利が低下することで、合法市場での供給が q^L から q^L' に減少している。合法市場での超過需要が大きくなった結果、非合法市場での消費者は増加している。非合法市場での需要増加に伴い、非合法市場での取引量は大きくなる。この図では、

9) 図3、4において、図を見やすくするため、合法市場の供給曲線から非合法市場の供給曲線へシフトの幅を競争均衡の金利水準に合わせるように設定している。

10) 点 B は、点 C と同じ高さである。よって、三角形 BAi_R と三角形 CHK は合同である。

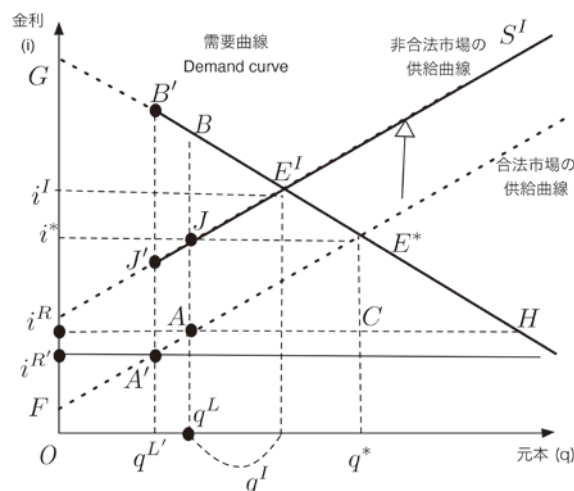


図5 金利規制強化1：合法市場において消費者 GB' が需要者の場合の非合法市場

非合法市場において便益の高い消費者の需要量が増えた分だけ、限界費用の低い生産者による供給量も増えているため、非合法市場における均衡金利（ヤミ金の金利）水準に変化はない。その結果、非合法市場での余剰は $B'E^IJ$ の大きさとなり、これは上限金利が低下する以前と比べると非合法市場において余剰が増加している。これは、上限金利低下前には合法市場で需要していた消費者（線分 $B'B$ ）が、上限金利低下後には合法市場では取引をすることができず、非合法市場で取引をしているためである。すなわち、線分 $B'B$ の消費者は金利水準で i^R であれば、合法市場で取引を行い大きな消費者余剰を得ることができるが、金利が i^R に変更することで金利の高い非合法市場で取引することになり、それに伴い対応する彼らの消費者余剰も小さくなっている。この比較静学分析では、上限金利の低下によって、合法市場でなお取引をできる消費者にとっては余剰は大きくなるが、上記の線分 $B'B$ の消費者や合法市場における生産者は余剰を減少させている。なお、線分 $J'J$ の限界費用で非合法市場に供給している業者は、合法市場において $A'A$ の限界費用で供給していた業者が上限金利の低下によって非合法市場において供給を行うことを、本稿では仮定している。そのため、この業者の生産者余剰は合法市場で上限金利 i^R で供給しているときの余剰よりも、非合法市場での均衡金利 i^I で供給するときの方が余剰が大きくなっていることを図5より読み取ることができる。これは、皮肉なことであるが、上限金利の低下（規制強化）によって、合法市場での経営が行き詰まり、仕方なく非合法市場でビジネスを始めると合法市場のときより大きな利益を得ることができたと解釈をすることができる¹¹⁾。以上から、超過需要のある合法市場で相対的に便益の高い消

11) 本稿では、消費者・生産者ともに合法市場で取引ができなくなった時、非合法市場での取引を行う可能性が生まれることを仮定している。この仮定を変更し、消費者は合法市場と非合法市場の間の金利の高低のために合法市場での取引と非合法市場での取引を選択することができたとしても、本稿での分析同様に、合法市場で取引できない消費者のみが非合法市場で取引する可能性がでてくる。一方、生産者が合法市場での取引と非合法市場での取引を選択することができる場合には、生産性の高い生産者（限界費用の低い生産者）は、本稿での分析とは異なり、合法市場で取引することと比べて非合法市場で取引することにより大きな利益（余剰）を得ることができる。そのため、生産性の高い生産者は、非合法市場での取引を選択することになり、上限金利の範囲で資金提供のできる生産者はいなくなってしまう。この場合、合法市場は消滅する。本稿での「合法市場での取引できない場合のみ、非合法市場で取引する」という仮定は、供給業者にとって合法市場で事業を行うことと非合法市場で事業を行うことの差には、単に刑事罰の罰則の費用だけではなく、スティグマなどの大きな負担が存在するこ

消費者が需要者となっているとき、上限金利の低下による影響は次のようになる。合法市場における余剰は減少する。非合法市場の余剰は増加する。総余剰（合法市場と非合法市場の余剰の合計）は、減少する。

次に、合法市場において相対的に便益の低い消費者が需要を満たした場合について、同様に上限金利の低下の影響を考察する（図6）。上限金利の低下により、合法市場での供給が q^R から $q^{R'}$ に減少していることは図5と同じである。合法市場の超過需要が大きくなったことで、非合法市場の需要曲線は上限金利低下前が GH だったのが、金利低下後には $G'H'$ となっている。この場合も非合法市場の消費者は増加している。ただし、この場合において非合法市場で追加された消費者は、便益が低いため非合法市場において資金を借りることはない。このような便益の低い消費者が非合法市場において、実質的な需要者となることはない。従って、先の分析と合わせて考えると、非合法市場で需要曲線を形成する消費者となりうる人は、便益がある程度高い人である。少なくとも上限規制がない競争市場において、借りることのできる程度に高い便益をもった消費者である必要がある。このモデルにおいて、便益の低い消費者は、上限金利が低いときには運が良ければ借りることができるかもしれないが、非合法市場で借りることはできない。図4での考察と同様に、非合法市場の供給曲線は罰則等の非合法市場特有の追加費用だけ上にシフトする。非合法市場の均衡を求めるために、 y 軸まで左にシフトさせると、非合法市場の均衡 E^I を求めることができる。上限金利の低下によって、合法市場の取引量が少なくなり、非合法市場の取引量が多くなったことが図6より分かる。これは、合法市場における上限金利の低下によって、非合法市場における実質的な需要に変化

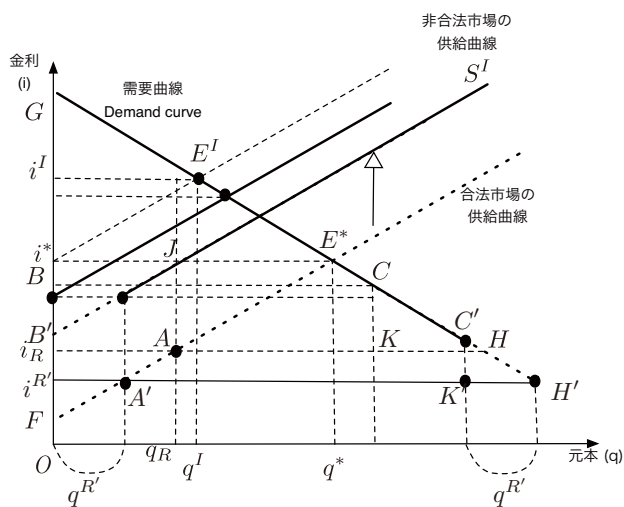


図6 金利規制強化2：合法市場において消費者 $C'H'$ が需要者の場合の非合法市場

はないが、より生産者の高い（限界費用の低い）生産者の非合法市場への参入のため、均衡金利が低下している^{*12)}。これに対応して、先の場合同様、合法市場の余剰は減少しているが、非合法市場

とを暗黙に仮定していることを意味する。これは、いくら儲かるからと言って、多くの事業者は非合法的な活動をしなない、または現に合法市場は存在しているという現実と整合的であろう。

12) 別の見方をすれば、上限金利が低下しても非合法市場に供給業者の参入が生じなければ、非合法市場に変化は生じない。これは、非合法市場に対するスティグマが非常に大きく、合法市場と非合法市場の分断がある場合などが当てはまる。

の余剰は増加している。結果、総余剰（合法市場と非合法市場の余剰の合計）は、減少している。最後に、このケースにおいて、誰が得をし、誰が損をしたかについて確認しよう。図6において、線分 HH' の消費者は、上限金利が i^R の水準のときには便益が低いため借りることを諦めていた消費者であるので、金利 i^R によって消費者余剰を得ている。線分 $C'H$ の消費者は、金利 i^R の下でも借りることはできたが、 i^R に低下することで消費者余剰は増加している。合法市場の線分 FA' に対応する供給業者は、金利の低下によって生産者余剰は減らしている。一方で、線分 $A'A$ の供給業者は、金利低下前は合法市場で事業を営んでいたが、金利低下後は非合法市場に追い出され、非合法市場の高い金利に直面することで生産者余剰を増加させている。本稿の設定の下では、合法市場からクラウドアウトされた供給業者は、図5の場合でも図6の場合でも非合法市場で事業を行うことになる¹³⁾。

以上より、他の条件を一定として、上限金利が低くなった場合、その影響をまとめると、次のようになる。

- 合法市場における余剰（消費者余剰と生産者余剰の合計）は減少する。
- 非合法市場における余剰（消費者余剰と生産者余剰の合計）は増加する。
- 合法市場と非合法市場を合わせた総余剰は、減少する。

3.2 ヤミ金業者への罰則強化の効果

本節では、ヤミ金業者への罰則が厳しくなった場合、市場関係者にどのような影響を与えるかについて考察する。まず、前節同様に、まず合法市場で便益の高い人が消費者になった場合について図7を用いて分析を行い、次に図8を用いて合法市場で便益の低い人が消費者になった場合の分析を行う。図7では、罰則強化前の非合法市場の供給曲線が S^I で、罰則強化後の非合法市場の供給曲線が S^I で表されている。罰則強化により、非合法市場における供給の限界費用は高くなり、供給曲線は上方にシフトする。供給曲線の変化によって非合法市場の均衡は、点 E^I から点 E^I に変化し、非合法市場の均衡金利は i^I に上昇している。結果的に、非合法市場での消費者余剰、生産者余剰ともに減少することが分かる。罰則強化前であれば、線分 $E^I E^I$ の消費者は非合法市場において需要者となることができていたが、罰則強化後は、高い金利のために諦めてしまう。そのため、非合法市場における消費者余剰は減少する。非合法市場における取引量が減少するため、生産者余剰も減少する。罰則強化は合法市場には影響を与えないため、合法市場における余剰に変化はない。罰則強化は、非合法市場の取引を減少させるということでは政策の狙い通りであると言えよう。ただし、その結果、総余剰は減少している。この総余剰の減少に対して、政策担当者は、この余剰の減少分を上回る社会的な便益についての説明責任があろう。

次に、合法市場で便益の低い人が消費者になった場合の罰則強化の影響を考えよう（図8）。この図においても、罰則強化前の非合法市場の供給曲線が S^I で、罰則強化後の非合法市場の供給曲線が S^I で表されている。図6と同様に、図8においても非合法市場の競争均衡を求めるために供給曲線を左にシフトさせている。前述の合法市場で便益の高い人が消費者になった場合と同様に、罰則強化によって非合法市場では均衡金利は上昇し、均衡取引量は減少している。結果として、非合法市

13) 現実には、合法市場で貸金業を行うことができなくなった人は、合法市場の他の業種に鞍替えする可能性が多いかもしい。一方で、貸金業が本人にとって最良の仕事だと考える人は、たとえ非合法市場でも行うかもしれない。加えて、本稿の分析から分かるようにそのような人は、非合法市場では生産性の高い業者として、大きな利益を得る可能性がある。

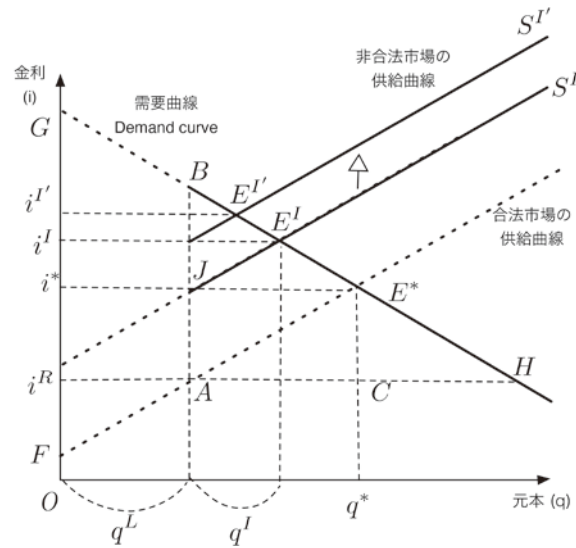


図7 罰則強化1：合法市場において消費者GBが需要者の場合の非合法市場

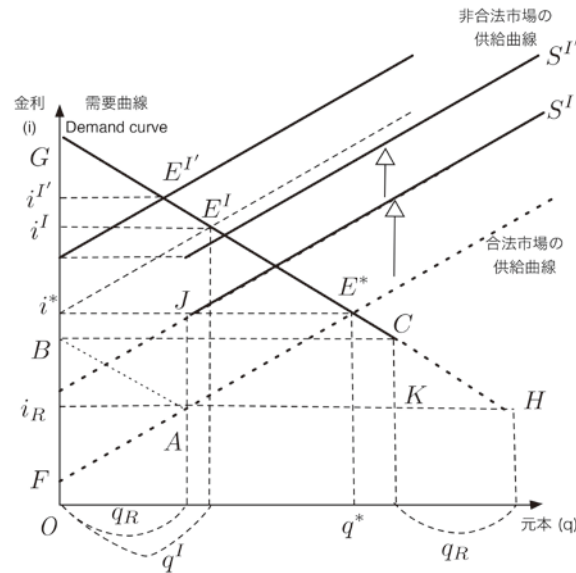


図8 罰則強化2：合法市場において消費者CHが需要者の場合の非合法市場

場における消費者余剰・生産者余剰はともに減少する。線分 $E'I'$ E^I の消費者は、罰則強化前は非合法市場において需要者となっていた。罰則強化後は、この消費者は非合法市場での金利が高すぎるため諦めてしまう消費者となっている。この消費者は、市場全体では比較的便益が高い消費者であることに注意しよう。この非合法市場で需要者となることのできる消費者は、非常に高い金利に対しても借り入れ可能な最も高い便益を持っている者のみとなっている。この場合も罰則強化は合法市場の取引には影響を与えないため、合法市場における余剰に変化はない。

以上より、他の条件を一定として、非合法業者への罰則強化の影響をまとめると、次のようになる。

- 合法市場における余剰（消費者余剰と生産者余剰の合計）は変化しない。

- 非合法市場における余剰（消費者余剰と生産者余剰の合計）は減少する。
- 合法市場と非合法市場を合わせた総余剰は、減少する。

4 消費者がギャンブル依存症の場合

本節では、消費者がギャンブル依存症や買い物依存症のような通常的意思決定をしているようには思えない人について考察する。ただし、特別な意思決定モデルを考えるのではなく、前節までの分析の応用の形で考察する。具体的には、需要の価格弾力性の概念を用いる。需要の価格弾力性とは、価格が1%変化した際に、需要が何%変化するかについて表した指標である。多くの人は、自身にとって資金を用いることで得られる便益（例、財やサービスの消費から得られる便益）と費用（利子）を比較して、自身にとって取引の価値があるかどうかを考えて借りるか否かの意思決定を行っている。他方で、そのような合理的な意思決定をしていないように見えない人もいるかもしれない。例えば、ギャンブル依存症の人が借金する場合、金利の水準がどのようなものでも「今日、10万円が必要だ」と考えれば、後先考えずに借りるかもしれない。このような状況は、価格の変化（ここでは、金利の変化）に対して、需要が反応しにくい（減少しにくい）状況であることを示している。つまり、ギャンブル依存症のように、冷静な判断に欠ける人の場合、需要の価格弾力性（需要の金利弾力性）は、非常に小さい可能性がある。図9では、そのような需要の価格弾力性が小さいときの極端な例として、需要の価格弾力性がゼロの需要曲線（DB）が描かれている。この図では、上限金利規制 i^R の下で、合法市場の取引量と非合法市場の取引量が等しくなっている。なお、 J , T , S からはじまる供給曲線に関する直線は平行な関係にあるとする。

合法市場の供給曲線が線分 OS であり、上限金利の水準が i^R のとき、合法市場では線分 OA の大きさの取引が行われる。この金利水準では、線分 $AB = q^R$ の大きさの超過需要が生まれる。この超過需要は非合法市場に向かうことになる。（罰則等の追加費用を考慮した）非合法市場での供給曲線を LT とすると、非合法市場での均衡金利は線分 OP となる。このとき、非合法市場の供給業者の生産者余剰は三角形 GML となる。図9のように、なんとしても線分 OB だけ資金取引をしたいと思う消費者（極端に非弾力的な消費者）が存在する場合、合法市場と非合法市場の取引の合計は線分 OB となる。確かに上限金利の存在する合法市場での取引量は、競争均衡のときと比べて減少するが、合法・非合法市場を合わせた取引量は線分 OB となる。結果的に、取引量は競争均衡の水準と全く同じとなっている。つまり、合法市場と非合法市場の取引は、完全に代替関係となっている。これは、前節までの分析とは異なる。通常の下がりの需要曲線（弾力的な需要曲線）の場合、上限金利による非合法市場が生まれることで一部の消費者は取引を諦める。その結果、総取引量が競争均衡の水準と比べて小さくなる。これは、図9の場合とは異なる。

競争均衡と比べて、上限金利規制によって合法市場での金利は低く、非合法市場での金利は高くなるため、消費者の間での不公平さは生まれる。図9の場合、合法市場で金利 i^R で借りることができた消費者は、競争均衡の金利水準 i^* と比べ、余剰を四角形 $i^*LK i^R$ 分だけ大きくする。他方、非合法市場で借りざるを得なかった消費者は、金利水準 i^* の場合と比べて、余剰を四角形 $GMEL$ 分だけ小さくしている。この図の場合、競争均衡水準と比べたときの合法市場の消費者余剰の増分 $i^*LK i^R$ に影響を与えるのは、上限金利と競争均衡金利の乖離 i^*i^R と合法市場の供給の価格弾力性である。非合法市場の消費者余剰の減少分 $GMEL$ に影響を与えるのは、上限金利と競争均衡金利の乖離 i^*i^R と合法市場の供給の価格弾力性に加えて、非合法市場の罰則等の限界効果 LK と非合法市場

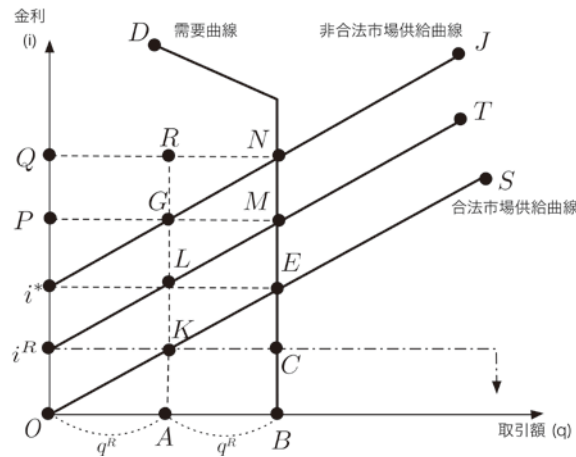


図9 需要の価格弾力性がゼロの市場

の供給の弾力性である。

第3節と同様に、上限金利の低下と、罰則強化による影響（比較静学分析）を図9の場合にも考えてみよう。上限金利が低下すると、合法市場での取引が減少し、その減少分だけ非合法市場における取引量が増加する。この状況において、余剰を増加することができる主体は、非合法市場の供給業者のみである。

次に、罰則強化の影響について考察をする。例えば、罰則強化により非合法市場の供給曲線が線分 LT から線分 GJ にシフトしたとしよう。これにより、非合法市場の均衡金利は線分 OQ の大きさとなる。罰則強化による負担を非合法の供給業者が補うために非合法市場の金利が上昇するためである。合法市場の消費者余剰と生産者余剰に変化はない。非合法市場の生産者余剰は三角形 RNG となるが、これは罰則強化前の余剰 GML と同じ大きさであるため、非合法市場の生産者余剰についても増減はない。非合法市場の消費者は、罰則強化により四角形 $RNMG$ の大きさの余剰を減少させている。罰則強化による非合法市場の供給業者の直接的な費用増加は、四角形 $GNML$ である。四角形 $RNMG$ と $GNML$ は同じ大きさであるため、非合法市場の供給業者から非合法市場の消費者に対して、負担の100%の転嫁が行われていることが分かる。これは誰が税の実質的な負担をしているかに関する「税の帰着」の問題と考え方は同じである。需要曲線が右下がりの一般的な場合には、競争市場において消費者と生産者のどちらがより多くの負担をするかは、需要の価格弾力性と供給の価格弾力性の大小関係に依存する¹⁴⁾ 図9の場合、需要の価格弾力性がゼロの部分において均衡点があるため、非合法市場における罰則強化の負担は、生産者から消費者への完全な転嫁が行われている。従って、この場合、非合法業者への罰則強化は、ヤミ金業者への追加的負担とはならず、市場を通じた消費者への負担増となっている。ただし、罰則が罰金の場合には、罰金による政府収入も増加する。

非合法市場における罰則がそこで取引する消費者への負担となっているか、これについてもう少し考えてみたい。財・サービスの購入に際して、多くの人は冷静に意思決定を行っているだろう。「今日、ギャンブルをしたい」と思っても、財布にお金がなければ諦めるかもしれない。手元にお

14) 税の帰着の参考文献として、初級レベルの解説として常木 (1990)、八田 (2013)、古典的なまとめとして Atkinson and Stiglitz (2015) 参照

金がなく、消費者金融に借りようとした場合でも金利が高ければ諦めるかもしれない。その場合、（価格への反応度の違いがあるにしても）そのような人の需要曲線は右下がりとなる。他方、ある行動について自分ではコントロールできない人もいる。例えば、自制することが難しく、アルコールの消費やギャンブルなどを少しだけ行うことが不可能な人である。そのため、「今日、ギャンブルをしたい」と思い手元にお金がなければ、消費者金融で金利を気にすることなく借金し、その日のうちにギャンブルでそのお金を使い切ってしまう人もいるだろう。このような行動を行う人は、依存症に苦しんでいる人かもしれない。この場合、そのような人の需要曲線は、価格に対して非常に非弾力的である。極端な場合、図9のように完全に非弾力的で、金利の変化に全く影響を受けず、自分がほしい・必要だと思う分だけ消費しようとする人もいるだろう。アルコール・タバコ・ギャンブル等の消費について、多くの人は娯楽として楽しんでいるが、一部の人は病的に消費をしている。

このような依存症の人は、なぜそのような病的な行動をとっているのだろうか。医学的な臨床や調査・研究において一つの有力な仮説として、カンツィアン・アルバニーズ（2013）により「自己治療仮説」が紹介されている。自己治療仮説は、何らかの依存症に苦しむ人は、本人の主観的苦痛の緩和のために、ある物質（例えば、アルコール）または行動（ギャンブル）を消費しているという考え方である。この苦痛には、身体的苦痛だけではなく、日常生活の生きづらさといった心理的苦痛も含まれる。身体的苦痛は事故などにより生まれ、心理的苦痛は、日常生活の中でのストレスからでも生まれるため、誰にでも依存症になる可能性はあるとも言える。カンツィアン・アルバニーズ（2013）では、外傷後ストレス障害（PTSD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）といった精神障害をもつ人が、（アルコールやドラッグ等の）物質使用障害への罹患リスクが高いことが様々な事例を用いて説明されている。価格弾力性が極めて小さい人の中には、何らかの依存症に罹患している人も多かれ少なかれ含まれていると思われる。今の文脈では、ギャンブル依存症や買い物依存症の人は、図9の状況のように、金利についての弾力性が極めて小さい人たちの可能性が高い。もしそうであれば、上記での分析から分かるように、上限金利規制の強化やヤミ金業者への罰則強化は、依存症の人の消費行動に与える影響は少ない（あるいは、ほとんどない）。加えて、罰則等の非合法市場特有の費用の転嫁により、依存症の人の余剰を減少させる。依存症によって非合法市場を利用せざるを得ない人を苦しめているといえる。規制強化により、間接的に依存症の人を追加的に苦しめている。

借金問題で苦しむ理由として、何らかの依存症が原因となっているのか、単なる浪費なのかは実証的な問題であるが、たとえ依存症の人の割合が少ないとしても社会問題として検討しない理由にはならない。少数であっても依存症の人が借金問題で苦しんでいるのであれば、社会政策として何らかの対策を検討する必要がある。ただし、そのような社会政策は、上限金利規制強化やヤミ金業者への罰則強化ではないことを上記で確認した。依存症の人が消費者の場合には、何らかの別の形態での規制方法、もしくは業界による自主的な取り組みが必要かもしれない。あるいは、依存症に対しては、公衆衛生・精神保健の福祉・社会保障や自助グループによるサポート等で対応するのが最も効果的であるように考えられる¹⁵⁾。いずれにしても、依存症の人が借金問題で苦しまないようにするための対策は、上限金利規制やヤミ金業者への罰則強化ではない。このような対策は、依存症の人を最も苦しめ、多くの病的ではない利用者の利便性も大きく損なってしまう。

15) カンツィアン・アルバニーズ（2013）

5 cross-subsidization

前節で考察した依存症の消費者を非常に価格非弾力的な消費者として特徴づけると、以下で考えるような価格差別の可能性が生まれる。本節では、行動経済学の分野で cross-subsidization として知られる現象を考察する。この消費者金融の文脈では、価格非弾力的な依存症の消費者が存在することで、他の多くの価格非弾力的な消費者が利益を得ることに相当する。分析の前提として、非合法市場の消費者金融業者（生産者・非合法業者）は、弾力的な消費者と非弾力的な消費者を区別でき、別々の市場の消費者として扱うことができるとする。分析の基本的な考え方は、非合法業者は、罰則の費用を一律に消費者に転嫁することより、弾力的な消費者には少なめに、非弾力的な消費者（依存症の消費者）には多めに費用を転嫁することで、自身の利益（生産者余剰）を増やすことができるというものである。非弾力的な消費者が弾力的な消費者のコストを負担することになる。このようなメカニズムによって、非弾力的な消費者（依存症の消費者）から弾力的な消費者へ、あたかも消費者間で補助をしている（cross-subsidize）とみることができる。

図10の左図において、罰則がない場合の取引量が Q_0 であり、罰則により限界費用が線分 AP_2 だけ高まるとする。このときの生産者余剰の大きさは PS_1 となる。右図においても、同様に、線分 p_0p_1 だけ高まり、取引価格は p_1 となる。このとき、非合法業者は、左図の市場での取引を Q_2 にし、罰則のコストの一部 $BP_2p_0E_2$ を右図の市場に転嫁し、価格を p_2 に上昇させる。 $BP_2p_0E_2$ と $p_2p_1e_1e_2$ が同じ面積であれば、非合法業者は右図の市場の生産者余剰を減らすことなく、左図の市場において PS_2 を得る。これは、罰則の費用を両市場で均等に分けた場合の PS_1 より大きい。

供給業者は、罰則の費用を均等に消費者に負担させる時と比べて、価格に対して非弾力的な消費者に多く負担させることで自身の利益（生産者余剰）をより多くすることでできる。弾力的な消費者にとっては、罰則の費用（の一部）を非弾力的な消費者に負担してもらうことで、あたかも非弾力的な消費者から「補助（subsidy）」を受けているようである。そのため、この現象は cross-subsidization と呼ばれている。非弾力的な消費者が依存症の消費者であるとする、依存症で元々苦しんでいる消費者が他の消費者以上に負担をする構造になっている。

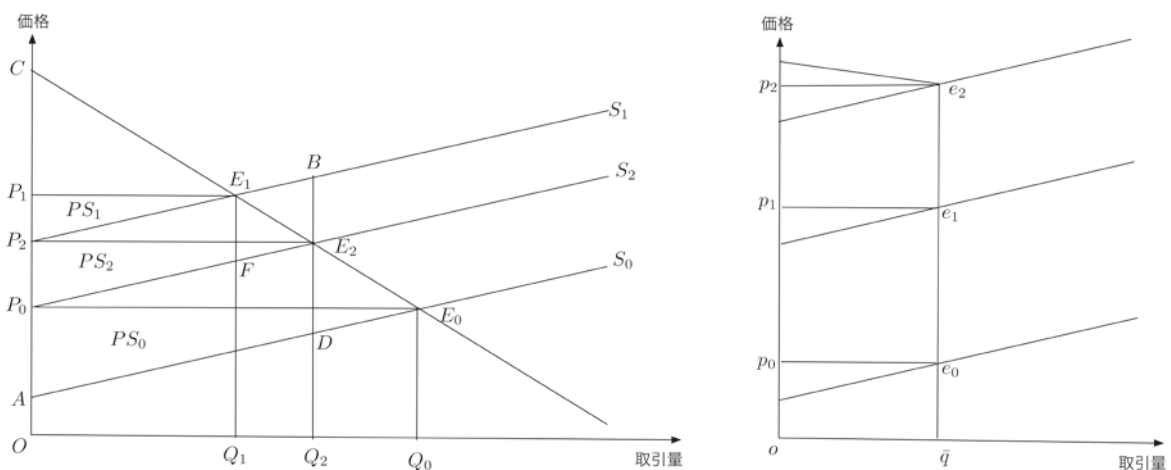


図10 cross-subsidization

6 リスクの観点から金利の低下の効果

以上の分析は、同じ返済リスクを持っている消費者を前提としたものであった。同じリスクを持っているが、便益の異なる消費者を考察してきた。図11では、ある一定量の資金を所与として、それに対して同じ限界便益を得るが返済リスクが異なる人の限界便益曲線と、顧客の返済リスクに応じた消費者金融業者の限界費用曲線が描かれている。返済リスクが高いほど、すなわち返済する可能性が低いほど金融業者の限界費用は高くなることが考えられるため、限界費用曲線は右上がりとなっている。競争市場であれば、消費者の限界便益と供給業者（金融業者）の限界費用が一致する点に対応する金利 i^* で資金の貸借が行われる。上限金利規制 i^R によって、同じ限界便益を得る人であっても上限金利に対応するリスクが低い人のみ借りることが分かる。

ここまでの考察で上限金利規制下で合法市場で借りることができない人をまとめよう。まず、運が悪い人である。これは、限界便益が高い人であっても運が悪い人は借りることができない。次に、（上限金利に限界費用が釣り合わない程度に）リスクが高い人である。やはり、便益が高い人であってもリスクが高い人は借りることができない人が生まれる。このような人は、非合法市場の消費者となり得る人である。すなわち、たとえ限界便益が高くて非合法市場で消費者となる人は、運の悪い人であるか、リスクの高い人である。

7 結語

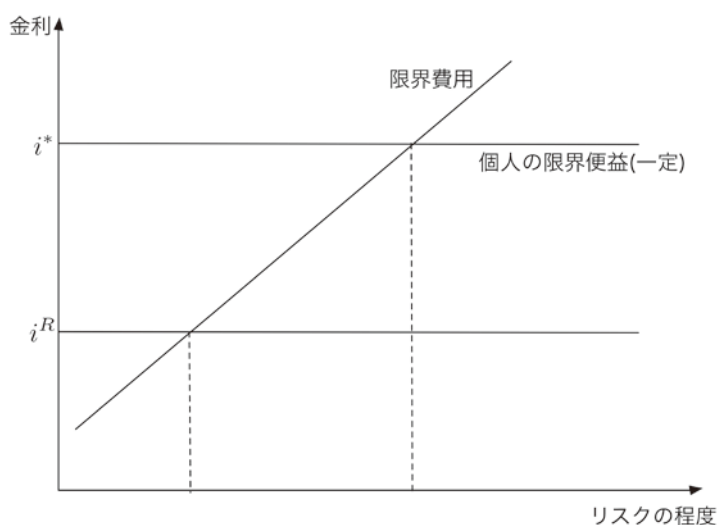


図11 返済リスクと利子率の関係

本稿では、上限金利規制や非合法消費者金融業者への罰則が合法市場と非合法市場の当事者に与える影響について考察した。上限金利規制は、合法市場において超過需要を生じさせ、結果として一部の消費者を非合法市場に押し出す効果がある。上限金利規制下での合法市場と非合法市場の余剰の合計（総余剰）の大きさは、合法市場で便益が大きい消費者が借りることができるかどうかが大きく影響することを確認した。便益の大きい消費者が合法市場で借りることができないとき、その消費者は非合法市場で借りる可能性が高いため、総余剰の観点からも非合法市場対策としても合法市場で便益の大きい人が借りることができる環境が重要である。上限金利規制や非合法業者への

罰則の強化について、比較静学分析を用いて、その影響について考察した。他の条件を一定として、上限金利規制強化は、合法市場を縮小させ、非合法市場を拡大させる効果をもつ。非合法業者への罰則強化は、非合法市場の取引を小さくするが、非合法業者の罰則費用が消費者に部分的に転嫁させられる効果がある。この転嫁の割合は、非合法市場の消費者が利子に対して非弾力的な需要を持つ場合、大きくなる。ギャンブル依存症や買い物依存症の人の需要曲線は、非弾力的であることが考えられる。非合法業者への罰則負担の大部分が、そのような依存症の消費者に転嫁される。依存症対策として、上限金利規制や非合法業者への罰則は効果がないばかりか、悪影響が大きいといえよう。総余剰の観点からは、上限金利規制や非合法業者への罰則の強化は望ましくない。

本稿では、不完全競争市場や情報の非対称性の問題は取り扱っていない。消費者金融市場は、寡占市場であることが考えられるため、不完全競争市場の構造を導入することを今後、検討する必要がある。消費者金融業者は、資金を借りる消費者のリスクを完全に観察できるとし、それは事前の限界費用で評価できるとして本稿は考察した。資金の返済を事後的な行動として明示し、モラル・ハザードのモデルとして考察することは可能である。標準的な金融取引のモデルでは情報の非対称性が存在するとき、借りたくても借りることができない信用割当が問題となるが、本稿では規制により合法市場において借りたくても借りることができない状況を考察した。多重債務者にどの程度依存症の人が含まれるかどうかは実証の問題であるが、依存症の人の理解を深めることが消費者金融の考察においても重要であり、今後の考察が必要である。

参考文献

- Atkinson, Anthony B and Joseph E Stiglitz (2015). *Lectures on Public Economics: Updated edition*. Princeton University Press.
- Campbell, Dennis, F Asis Martinez-Jerez, and Peter Tufano (2012). “Bouncing out of the banking system: An empirical analysis of involuntary bank account closures”. *Journal of Banking and Finance* 36 (4), pp. 1224-1235.
- Carrell, Scott and Jonathan Zinman (2014). “In harm’s way? Payday loan access and military personnel performance”. *Review of Financial Studies* 27 (9), pp. 2805-2840.
- Karlan, Dean and Jonathan Zinman (2010). “Expanding credit access: Using randomized supply decisions to estimate the impacts”. *Review of Financial Studies* 23 (1), pp. 433-464.
- Morgan, Donald P and Michael R Strain (2008). “Payday holiday: How households fare after payday credit bans”. *FRB of New York Staff Report* (309).
- Wilson, Bart J, David W Findlay, James W Meehan, Charissa Wellford, and Karl Schurter (2010). “An experimental analysis of the demand for payday loans”. *The BE Journal of Economic Analysis and Policy* 10 (1).
- Zinman, Jonathan (2010). “Restricting consumer credit access: Household survey evidence on effects around the Oregon rate cap”. *Journal of Banking and Finance* 34 (3), pp. 546-556.
- カンツィアン, エドワード・J, マーク・J アルバニーズ, 松本俊彦 (訳) (2013). 「人はなぜ依存症になるのか—自己治療としてのアディクション」(Edward J Khantzian and Mark J Albanese, *Understanding addiction as self medication: Finding hope behind the pain*, 2008, Rowman Littlefield Publishers).
- ミラー, ロジャー, ダニエル ベンジャミン, ダグラス ノース, 赤羽隆夫 (訳) (2010). 「経済学で現代社会を読む改訂新版」(*The Economics of Public Issues*” Roger LeRoy Miller, Daniel K. Benjamin and

- Douglass C. North*). 日本経済新聞社.
- 八田達夫 (2013). 「ミクロ経済学 *Expressway*」. 東洋経済新報社.
- 多治川卓朗 (2022). 「給与ファクタリングの法的問題—給与ファクタリングから後払い現金化へ—」. なにわ大阪研究 (第4号), pp.13-30.
- 小島庸平 (2021). 「サラ金の歴史」. 中央公論新社.
- 常木淳 (1990). 「公共経済学」. 新世社.
- 日本経済新聞 (2006). 「法務インサイド: どうなる灰色金利」. 日本経済新聞 (5月22日) 朝刊 16頁.
- 田中紀子 (2015). 「祖父・父・夫が ギャンブル依存症! 三代目ギャン妻の物語」. 高文研.
- 福井秀夫 (2007). 「ケースからはじめよう法と経済学」. 日本評論社.
- 筒井義郎, 晝間文彦, 大竹文雄, 池田新介 (2007). 「上限金利規制の是非: 行動経済学的アプローチ」. 現代ファイナンス 22, pp. 25-73.

(ざす よしのぶ 関西大学経済学部准教授)